

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示	○ 三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	1 頁
公 示	○ 三重県教育委員会表彰規則の規定による表彰者	教育総務室	1 頁
お知らせ	○ 津市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	教育総務室	1 頁
	○ 市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例	教育総務室	2 頁
	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	高校教育室	8 頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第19号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年10月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について(昭和39年教育委員会告示第26号)の一部を次のように改正する。

表中伊勢・度会地区の郡(構成町村)の項中「度会郡(二見町、御菌村、小俣町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町)」を「度会郡(玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町)」に改める。

また、表中熊野地区の郡(構成町村)の項中「南牟婁郡(御浜町、紀宝町、紀和町、鶴殿村)」を「南牟婁郡(御浜町、紀宝町、鶴殿村)」に改める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

### 公 示

三重県教育委員会表彰規則(昭和25年三重県教育委員会規則第33号)第2条の規定により次の者を教育功労者として平成17年10月27日に表彰しました。

平成17年10月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

- 1 社会教育功労  
三重県合唱連盟顧問 小 山 喜 雄
- 2 文化功労  
財団法人日本美術刀剣保存協会三重県支部顧問 荒 木 知 彦
- 3 体育保健功労  
三重県陸上競技協会会長 村 島 諭 明  
学校歯科医 柘 植 敏 生

### お 知 ら せ

平成17年10月21日付け三重県公報号外により、津市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例(三重県条例第66号)、市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(三重県条例第67号)及び三重県立高等学校条例の一部を改正する条例(三重県条例第79号)が、次のように公布されました。

津市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成十七年十月二十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十六号

津市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第一条 三重県地域農業改良普及センター条例(昭和三十九年三重県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表三重県津一志地域農業改良普及センターの項中、「久居市、安芸郡、一志郡」を削る。

(三重県立特殊教育諸学校条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「久居市」を「津市」に改める。

一 三重県立特殊教育諸学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)第二条第一項の表三重県立稲葉養護学校の項

二 三重県営ライフル射撃場条例(昭和三十九年三重県条例第六号)第二条

三 三重県いなば園条例(昭和三十九年三重県条例第二十六号)第一条

四 三重県こころの健康センター条例(平成元年三重県条例第五号)第一条第一項

(三重県病院事業条例の一部改正)

第三条 三重県病院事業条例(昭和三十九年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第一名称及び位置の欄中「一志郡白山町」を「津市」に改める。

(三重県流域下水道条例の一部改正)

第四条 三重県流域下水道条例(昭和三十九年三重県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中勢沿岸流域下水道の項中、「久居市及び香良洲町」を削り、「松阪市、一志町、白山町」を「津市、松阪市」に改める。

(三重県行政機関設置条例の一部改正)

第五条 三重県行政機関設置条例(平成十年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表三重県津地方県民局の項中「安芸郡 一志郡 津市 久居市」を「津市」に改め、同条第五項の表津建設部の項中「安芸郡 津市」を「平成十七年十二月三十一日現在における安芸郡及び津市の区域」に、「久居建設部」を「津地方県民局」に、「を含む」を「に同じ」に改め、同表久居建設部の項位置の欄中「久居市」を「津市」に改め、同項所管区域の欄中「一志郡 久居市」を「平成十七年十二月三十一日現在における一志郡及び久居市の区域」に改め、同表下水道部の項中「安芸郡河芸町 安濃町 一志郡香良洲町 一志町 白山町 多気郡多気町 津市 久居市」を「多気郡多気町 津市」に改める。

第三条第二項の表三重県津総合県税事務所の項及び第五条第二項の表三重県津保健所の項中「安芸郡 一志郡 津市 久居市」を「津市」に改める。

第六条第一項の表三重県中勢福祉事務所の項を削り、同条第三項の表三重県中勢福祉事務所の項中「安芸郡 一志郡 津市 久居市」を「津市」に改める。

第七条第二項の表三重県中勢児童相談所の項中「安芸郡 一志郡 多気郡 津市 久居市」を「多気郡 津市」に改める。

第八条第二項の表三重県松阪食肉衛生検査所の項中「安芸郡 一志郡 多気郡」を「多気郡」に、「津市 久居市」を「津市」に改める。

第十条第二項の表三重県中央家畜保健衛生所の項中「安芸郡 一志郡 津市 久居市」を「津市」に改める。

(都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部改正)

第六条 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例(平成十四年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表区域の欄中「津都市計画のうち、久居市及び香良洲町の区域」及び「津都市計画のうち、河芸町の区域」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成十七年十月二十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第六十七号

市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「市町村内」を「市町内」に改め、同条第四項中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村」とを「市町」とに改める。

第十九条の二第三項及び第二十五条の二中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

第二十六条の二第一項中「市町村が当該市町村」を「市町が当該市町」に、「市町村民税」を「市町民税」に、「当該市町村」を「当該市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第二十六条の三第一項中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村」を「市町」に改める。

第二十七条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「市町村民税」を「市町民税」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「市町長」に、「市町村民税」を「市町民税」に改め、同項第二号中「市町村民税」を「市町民税」に改め、同条第四項及び第五項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十八条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第三十条第一項及び同項第三号から第五号までの規定中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「市町長」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第三十条の六中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十条の七及び第三十条の八中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十七条の八の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「県内の市町村」を「県内の市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第三十七条の十四の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「県内の市町村」を「県内の市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第三十七条の二十の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「県内の市町村」を「県内の市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第五十五条の十七の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条第一項中「県内の市町村」を「県内の市町」に、「各市町村」を「各市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第五十六条第七項中「関係市町村長」を「関係市町長」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第六十五条第一項及び第六十七条中「市町村長」を「市町長」に改める。

第八十九条の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「市町村に対し」を「市町に対し」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第百五十八条中「市町村」を「市町」に改める。

第百六十七条の十三の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「県内の市町村」を「県内の市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に、「市町村道」を「市町道」に改める。

(三重県種畜貸付け並びに委託条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「市町村」を「市町」に改める。

一 三重県種畜貸付け並びに委託条例(昭和二十五年三重県条例第五十号) 第三条第二号

二 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号) 第四条第一項

三 三重県文化財保護条例(昭和三十二年三重県条例第七十二号) 第五十条第三項及び第五十一条(見出しを含む。)

四 三重県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年三重県条例第四十七号) 第二条第二項第三号及び第六条第一項

五 三重県青少年健全育成条例(昭和三十六年三重県条例第六十二号) 第七条の二(見出しを含む。)、第八条第一項及び第十六条第二項

六 三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三十三号) 第四条(見出しを含む。)

七 三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例(平成五年三重県条例第二十二号) 第二条第一項及び同項第五号

八 三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例(平成五年三重県条例第二十三号) 第二条第一項第一号

九 三重県消費生活条例(平成七年三重県条例第四十九号) 第二条及び第五条(見出しを含む。)

十 人権が尊重される三重をつくる条例(平成九年三重県条例第五十一号) 第二条第二項及び第四条(見出しを含む。)

- 十一 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）第四条第一項第五号
- 十二 三重県部制条例（平成十年三重県条例第一号）第九条第二号
- 十三 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）第三条第一項
- 十四 三重県中山間地域等直接支払事業基金条例（平成十二年三重県条例第十二号）第一条第五号
- 十五 三重県男女共同参画推進条例（平成十二年三重県条例第七十三号）前文、第一条、第四条第二項、第七条（見出しを含む。）及び第九条第一項
- 十六 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項
- 十七 子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）第四条第三項、第七条（見出しを含む。）第八条第一項、第十条第一項、第十一条第二項から第四項まで、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第二項及び第三項、第十六条、第十七条、第十八条、第二十三条第三項、第二十四条並びに第二十五条第一項

（三重県職員退職手当支給条例の一部改正）

第三条 三重県職員退職手当支給条例（昭和十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）立」を「市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）立」に改め、同項第四号中「市町村立高等学校」を「市町立高等学校」に改める。

第十七条第二項第十号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第五条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「市町村の」を「市町の」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

（公立学校職員定数条例の一部改正）

第六条 公立学校職員定数条例（昭和三十三年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）立学校」を「市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）立学校」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

第五条中「市町村別」を「市町別」に改める。

（三重県立自然公園条例の一部改正）

第七条 三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「市町村」を「市町」に改める。

第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第九条第二項、第三十一条第一項及び第四項、第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条中「市町村」を「市町」に改める。

（三重県水道供給条例の一部改正）

第八条 三重県水道供給条例（昭和四十三年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四項、第三条、第五条第二項並びに第六条中「市町村」を「市町」に改める。

第八条第一項中「市町村の」を「市町の」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

別表の備考第一号中「市町村」を「市町」に改める。

（三重県道路占用料等徴収条例の一部改正）

第九条 三重県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「町村の区域とみなして」を「町の区域とみなして」に改める。

別表中「町村」を「町」に改める。

（三重県交通災害共済条例の一部改正）

第十条 三重県交通災害共済条例（昭和四十三年三重県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「市町村」を「市町」に改める。

第五条第一項中「市町村ごと」を「市町ごと」に改める。

（三重県都市計画審議会条例の一部改正）

第十一条 三重県都市計画審議会条例（昭和四十四年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第五号中「市町村」を「市町」に改める。

(三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正)

第十二条 三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「市町村」を「市町」に改める。

第六条第二項中「市町村が」を「市町が」に、「当該市町村」を「当該市町」に改め、同条第三項中「市町村」を「市町」に改める。

(三重県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正)

第十三条 三重県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和五十七年三重県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第二条中「市町村の」を「市町の」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

(三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十四条 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号及び第五号中「市町村名」を「市町名」に改め、同条第二項第三号中「市町村」とを「市町」とに改める。

第四条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第六条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第九条第二項及び第十四条第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

(三重県総合文化センター条例の一部改正)

第十五条 三重県総合文化センター条例(平成六年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一三重県立図書館の項中「市町村立図書館等」を「市町立図書館等」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十六条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「市町村(一部事務組合を含む)立」を「市町(一部事務組合を含む)立」に改める。

(三重県環境基本条例の一部改正)

第十七条 三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第五条第四項中「市町村」を「市町」に改め、同条第五項中「市町村長等」を「市町長等」に改める。

第六条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第七条の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「市町村に」を「市町に」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第九条第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十四条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

(三重県人権センター条例等の一部改正)

第十八条 次に掲げる条例の規定中「市町村等」を「市町等」に改める。

一 三重県人権センター条例(平成八年三重県条例第三十三号)第二条第二号

二 三重県企業立地促進条例(平成十五年三重県条例第一号)第三条、第八条及び第十一条(見出しを含む)

(三重県行政機関設置条例の一部改正)

第十九条 三重県行政機関設置条例(平成十年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「各市町村」を「各市町」に改める。

(三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正)

第二十条 三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村の」を「市町の」に、「市町村委員会」を「市町委員会」に改め、同条第二項中「市町村委員会、前項」を「市町委員会、前項」に、「当該市町村委員会」を「当該市町委員会」に、「町村役場」を「町役場」に改める。

(三重県環境影響評価条例の一部改正)

第二十一条 三重県環境影響評価条例(平成十年三重県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第五条第二項中「市町村長（）」を「市町長（）」に、「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第八条中「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第九条の見出し中「市町村長」を「市町長」に改め、同条中「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第十条第一項、第三項及び第四項並びに第十三条第三号中「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第十四条第一項中「市町村長（）」を「市町長（）」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第十八条第一項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第十九条の見出し中「市町村長」を「市町長」に改め、同条中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第二十条第一項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め、同条第三項中「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第二十一条第二項第四号及び同条第三項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第二十四条中「関係市町村長（）」を「関係市町長（）」に、「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第二十五条第一項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第二十七条中「関係市町村長」を「関係市町長」に、「方法書関係市町村長」を「方法書関係市町長」に改める。

第二十八条第二項、第三十二条、第三十四条第二項、第三十六条第四項及び第三十七条第三項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第三十九条中「市町村」を「市町」に改める。

第四十一条の見出し中「市町村長」を「市町長」に改め、同条中「市町村長に」を「市町長に」に、「当該市町村長」を「当該市町長」に改める。

第四十三条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第一項中「市町村長」を「市町長」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第四十五条中「関係市町村長（）」を「関係市町長（）」に、「法対象関係市町村長」を「法対象関係市町長」に改める。

第四十六条第一項及び第四十八条第一項中「法対象関係市町村長」を「法対象関係市町長」に改める。

第五十二条第三項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）及び第五十六条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

（三重県介護保険財政安定化基金条例の一部改正）

第二十二條 三重県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三重県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条の見出し中「市町村」を「市町」に改める。

第四条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「各市町村に対し、当該各市町村」を「各市町に対し、当該各市町」に改め、同条第三項中「市町村」を「市町」に改める。

第八条第一項中「市町村は、」を「市町は、」に、「当該市町村」を「当該市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第九条及び第十条中「市町村」を「市町」に改める。

（三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部改正）

第二十三條 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例（平成十二年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「町村の区域とみなして、」を「町の区域とみなして、」に改める。

別表第一及び別表第二中「町村」を「町」に改める。

（三重県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第二十四條 三重県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年三重県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「町村の区域とみなして、」を「町の区域とみなして、」に改める。

別表第二中「町村」を「町」に改める。

（三重県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第二十五條 三重県海岸占用料等徴収条例（平成十二年三重県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「町村の区域とみなして、」を「町の区域とみなして、」に改める。

別表第一中「町村」を「町」に改める。

（三重県生活創造圏（シヨ）ン推進条例の一部改正）

第二十六条 三重県生活創造園ビジョン推進条例（平成十二年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

前文及び第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第二条第一号中「市町村」を「市町」に改め、同条第二号中「市町村」を「市町」に、「市町村域」を「町域」に改める。

第三条第二項中「市町村等」を「市町等」に改める。

第八条中「市町村」を「市町」に改める。

（三重県生活環境の保全に関する条例の一部改正）

第二十七条 三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）及び第九条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第四十条第二項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第四十二条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第五十一条第二項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第五十六条第四項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第七十二条の四第二項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第七十三条第二項、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十五条の見出し及び同条第一項並びに第八十六条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第九十七条第一項中「市町村」を「市町」に、「関係市町村」を「関係市町」に改め、同条第三項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

（三重県土採取規制条例の一部改正）

第二十八条 三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村」を「市町」に改める。

第二十一条中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

（三重県健康づくり推進条例の一部改正）

第二十九条 三重県健康づくり推進条例（平成十四年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

前文中「市町村等」を「市町等」に改める。

第一条、第三条、第五条、第六条及び第七条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第十条及び第十二条中「市町村等」を「市町等」に改める。

（三重県自然環境保全条例の一部改正）

第三十条 三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第八条第三項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第十条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第十六条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第二十二條第四項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第二十七条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

（犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の一部改正）

第三十一条 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成十六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項、第五条並びに第七条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第十六条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

（三重県地震対策推進条例の一部改正）

第三十二条 三重県地震対策推進条例（平成十六年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

前文、第一条、第二条第一号及び第三条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第六条の見出し中「市町村等」を「市町等」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

第七条第四項、第八条第二項及び第三項、第九条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項並びに第十三条第五項中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条中「市町村」を「市町」に改める。

第二十二條第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十五条第三項中「市町村」を「市町」に改める。

第三十六条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村等」を「市町等」に改める。

第三十七条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第三十八条第一項中「市町村域」を「市町域」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年十月二十一日

三 重 県 知 事 野 田 昭 彦

三重県条例第七十九号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一位置の欄中「久居市」及び「志保郡白山町」を「津市」に、「多気郡宮川村」を「多気郡大台町」に、「度会郡小保町」を「伊勢市」に改める。

附 則

この条例中別表第一位置の欄の改正規定（「度会郡小保町」を「伊勢市」に改める部分に限る。）は平成十七年十一月一日から、同欄の改正規定（「久居市」及び「志保郡白山町」を「津市」に改める部分に限る。）は平成十八年一月一日から、その他の規定は平成十八年一月十日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
森田印刷株式会社